大日本国の屬島北蝦夷之風土草稿

ル 4
4535

門ル4
號4535
卷

早稲田大學圖書館
昭34.3.4 受
藏書

早稲田大學圖書

愛知縣藏書

大日本國の屬嶋北蝦夷之風土州稿

一蝦夷地山多く〳〵て平地少く人家皆海辺に〳〵
奥羽と業を〳〵耕作ハ不殷ゆり

一蝦夷地と松前領との境ハ矢しゆ

一蝦夷西在々。田沢。乙部。東在々千イナイ。
シコナイ。霍通川。富川。ハケレ地。等皆日本人て
交りゆ蝦夷ゆ〳〵有り也

一シヤモ 日本人〳〵中と交り仮屋を建て暮す

次第ニ蝦夷地ヘ引越候年ハ悪敷ク多ク田畑
ヲ荒ラシ蝦夷ハ多ク疱瘡疹ニ而死亡シテ近年
人数少ク成リ申候
一蝦夷地ヘ追々大形ニ中ハ所々の村々ニ
の如ク所之ハ所々ニ支配を仕筋目と申
中世ニ成テ大方勝手ニ割強の者自領と成
近年ヒタヒタニ中者松前より支配ト申ス
故ニ武百人程ニ支配ト蝦夷ニ成ル所ハ

平遠松前郡ニ領進役人并通詞ニ成ル吉蝦夷人
中ニ成ル者ニ集剛法ニ中ニ成ル蝦夷人ニ成ル
日和の所威光と成れ成ル者
一松前ニ様子人物ニ生涯おそれ何し無と仕ニ高慢成
者業ニ成ル故ニ古地の仕合能く美味成リ
和和と御ニ成ル蕗の葉ニ成ル成れて大ク
虎皮唐竹紋ありと成の上ニ成ル有ル西東
稱ス成ル中世代和ニ穀物ハ古地ニ高ク成ル

大臣小臣大角臣孔舟加子水迫年ゝ完社附之
陸奥国百姓地所ハ蝦夷と之松前地ゟ蝦夷ニ内
耕作所ハ蝦夷人ゟ当国実入免ス仮ニ止ル
一右ハ蝦夷地ゟ年貢ハ毛ゝ蝦夷人松前ニ見て
出ル民自己ゝの土地ゟ取ル者ハ毛ゝ
松前ゟ蝦夷人ハ給ル米ゟ
一蝦夷地ハ松前ゟ日本人ハ百姓ハ年今
年ゟ通ル掘ル長ス。シヤムシヤイン。

ヲニヘ。ホ一孔ハ後日本人百姓ハ蝦夷人ハ
の陸ゟ居ル如中右ヲニヒヒ。シヤムシヤイン。在所ハ
陸地松前ゟ舟ハ語ル北道筋馬ニ乗ル
二ケ所ゟ又海ゟ順風三日ハ日ル
シヤムシヤイン在所ハ
一松前ゟ方クスリワケシヤ中ハ不ル松前
従来ゟ又海ゟ順風ハ八日ハ
孔四百里ハ
クスリアケウシ

蝦夷人猛虎嶋へ渡りらつきの皮交易して
日和に成て蝦夷人共中ゆくゝ組して達者
成若者ゝ外不手ら達さ成ゝ者を組結
和に氣をひ中に書をなりて法をもて百里も
ゆくん又波浪ゝ蝦夷人アツケシ迄を不手書之
一松前蝦夷地へ高麗ゆ海を小小
面成掛ケ面成掛ケ高麗ゝ名縄綴り無る渡
海ゆ故永ゝ海中小無御家無ハ縄廣る

事和為る故なり
一蝦夷人なる者之の様子を通の書に人人
家ハ七八人も居しゆ頭之ゆ頭を居ゝ居
しゆ是ハ高麗ゝ名誠ゆ命ゝ共ゝ文位居の
近を所ゝ別ゝ小家和ゆ居を居り一所ゝ
妻女共人ゝ不居和為して蝦夷人ゝ法を
ゝ書ゝ高麗女和乾ゆ者を居ゝハ数多ゝ色を
不好ゆ和面ゝ折撫和加ゝ美又女の方の意

慕敬之中至ケ男印牝〳〵印ヲ如〳〵年の
悔金と男の方へ印として証拠若論仮令
こと年令紙さるし〳〵ゆて男に羅道
きてゆ古時如斗り折摺り加へ如ハ文印
こと人命印ハ拇事用ゆ如若代り牝と形事次貴
右〳〵折摺詰中ゆ
一科人有〳〵ゆた裸ヨ仮キ事ヲ見
と又〳〵ウテト各〳〵別〳〵折摺仮詰てハ難

事あるこのハ寄あと三用ゆ用又ハ事ヨリ多〳〵と
かくとき〳〵あその羅と儲く先ヲ
一帳夷人ハ悪しして古ゆ事あと賞仮に古猫拇印ゆハ
一向用ヲ用ゆ拇印ゆ寄ゆ仮に見南次貴代あ
小文書ゆ形事〳〵氣ゆ入て出代あこと市と用接
文書する事あ古ゆ汚又ハ陽あ紙拇代〳〵拇汚
秘氣ヲ文ゆ知る他人の知用印拇して陽〳〵ヲ
山〳〵行陰拇ヨ陽〳〵氣〳〵大印ハ己ヲ世俗ヨ者有

[illegible]

一食限り[illegible]一切[illegible]費[illegible]

交易[illegible]食物ハ魚鳥の類[illegible]

茶碗を水ふ入てハ食物ふ[illegible]

用ひ病[illegible]ハ[illegible]服用[illegible]醫師

[illegible]

一酒ハ好く給[illegible]ハ[illegible]又酒酒

酢酒を[illegible]松[illegible]

一文字の通用[illegible]

一神社[illegible]神霊[illegible]神と云[illegible]

嶋の神と[illegible]山神海神[illegible]

一[illegible]人死[illegible]死[illegible]

[illegible]

設ける奥類の養所の檀ふハ九尺五間
三面掛り掛屋敷掛屋敷中切り
牛と掛と云ハ鹿掛て死ハ山中ニ
帰る牛

一松前近辺にて蝦夷人ハ松前家の領地ニ別段
ニ蝦夷人畑作ハ
年貢掛ハ納
ハ蝦夷ニ夜昆布と夜昆布相動山迄
中ニの宮ニ松前掛入用次第ニ
地頭ハ

一猪牛ニ馬ニ
無ニ大ニ
洞ハて
の気と
のうふ
大ニ
探索

地頭ハ
一猪牛ニ馬ニ亦ハ卯の高橋ハ
無ニ大ニ
洞ハて十月ニ
洞ハて幼和の
の気と
のうふ
大ニ
探索

洞ハて十月ニ
洞ハて幼和の
の気と
のうふ
大ニ
探索

洞ハて十月ニ
洞ハて幼和の
の気と
のうふ
大ニ
探索

火の皮と云例なれと一時に二時宗合大きに驚き其後
常に婢にて薪炭冷し拵る食し多なり
一賤夫人に奥方は拵ると男に別に此と云事なるに
衣類拵に皆女の業と云事なれ共帯も絵模様
のあるに有る故に有る綿拵に専為する事に付其
綿は有り合ものあり丹波に漏別もあり唐太郎
交易賤夫地に渡り拵へ来るなり其上
一羽々の食事奥方と用ひ年中稀に菜得る事は仮に
樹に食用中に一日一食に八時食に成る毎に菜者也
九時に成る日に成る食に成る食に成る業の形ケ成る
迚食事なり
一賤夫人の形は髪は結ふ髪は高く湖の中に
入る様編なり髪長く長弐尺程と云事なり
又人面は髪を中分し押切
絵巻と云る面に成る成り女は髪を中分し押切
実に入墨と云事なり日如の云ぐろの云物なし又

夷の男女首にも如此く編組みあり丸網の目の如く
編るなり又珠ハ青玉を珠数の如く連貫首に
掛る是諸の宝装の如く編る物を掛る又ミドキ一七
首にかくるを皆何れも飾となり又ミドキハ男女の手にする延
形に似たく白銀にて作く致し縁のまはりにいぼの形ち
如きもの有之日本の守り袋と云て猶更大切にいたし
男女共に身命と云ものなり
一 蝦夷男子たる者皆所持の道具ハ半弓矢 矢筒

エソミ。シリタンヌ。と云なり矢ハ弐尺斗りにして三ツ継なり
鏃ハ鹿の骨を細工し其骨ハ良き所を抜取り其の鏃
鏃よりかし竹し継合の為なるを鏃の先きへ所にて
毒鏃ハ刺は射込と穂ぬけ肉の内に残り根ハ抜けて有
其の故り毒は其の製法に至りても秘密に致し事ならず
種は生附子 甲斐根なり 其の外 蜘の巣を製しつゝ又あり毒
製の法も色々あり
一 半弓ハ古代に生りカサンエトと云ふ木にて作り 余所持

最上徳内持参セシ品なり

一エリクシハ四寸の小刀なり蝦夷人於て四寸ゑうの小刀と
求メ得ゝ〳〵エリシトなれけ共其節蝦夷地小ハ強き物
蝦夷と申ゝ〳〵

一シリタレヌ是ハ刀なり刃ハ木にて造ハ其指人を指ら
指笠ゝ〳〵帝都ハ高麗ふ師と申〳〵敬愛道と申人
一スヅ蝦夷人強打指なり二尺五寸ふて四寸の柳樹の根ら
いぼ出へたるものなり

一弓の弦ハ麻の皮強用ひ又ハ中ゝ筋の皮を用ひ
一蝦夷人ゝ酒盃を言セハ小椀を第碗
ふて言セハ大椀の上ふ舞揚盃載酒盃ゝ中ゝ
川きて宮ふ進ぜ是蝦夷人儀る上ゝ上盃指ゝ強
しふ受ゝ〳〵後舞揚して酒盃弟指る神ゝ為
ゝ〳〵ゝ椀の盃盃指〳〵廻しゝ後舞揚ふて舞盃
ゝけと舞盃揚〳〵酒と言〳〵三度言〳〵て飲る
一スヅ手や云事いろ〳〵手ゝ石四寸の三尺ゝ指の長

[illegible]紙衣のうへに肩衣と脱ぎ二十間斗り先へ
[illegible]と[illegible]て小袖ばかりにとり〳〵スヅかて打ゆ
者を[illegible]ようスヅ紙振り掲見き同〳〵小袖をとり〳〵
をを[illegible]く氣の十分に滿ゆ[illegible]打るを見て[illegible]
[illegible]又外の者打るを[illegible]の表紙掛ひ
をを[illegible]ふ[illegible]〳〵[illegible]ふせ[illegible]れを打倒まを
ゆを[illegible]時打ゆ者の[illegible]十分に打ゆ也を[illegible]ひ[illegible]
を[illegible]おてゆ[illegible]ふスヅ紙布ふて[illegible]巻

彼中[illegible]人あれを大勢集り〳〵科の[illegible]ふ[illegible]
打擲の[illegible]又口論[illegible]ふ[illegible]巻りスヅふく
[illegible]合[illegible]無[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]の方[illegible]ひ[illegible]
借の紙ふ〳〵[illegible]ひ[illegible]の[illegible]ふ[illegible]の[illegible]人の後ふ
ノコシ[illegible]居り例より[illegible]と掛〳〵[illegible]
人の[illegible]を[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
打[illegible]氣後[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]紙
[illegible]物[illegible]振[illegible]ふ[illegible]

[illegible]

一番人ハ弓ハ射ても強るふ五人ハ矢数指ル
射りふ的ふ矢ても的ふ面ハ中射別的ふ射ル
的ハ[illegible]ハ強ふ細ふ面りふり射ル揚ふのハ
指ふく揚く引ふ中りハ極く強く外ハ矢ても
的の柱ふ中りハ的ふ二寸中りの事ハ射稽さんの
[illegible]ハ強ふ強く[illegible]

弓射ハ番人名ふ矢中り附

・ヒイツフ・トヽリキ・コウシヤム・ハルマ・イヽラリ　以上五人

一番人ハ[illegible]ハ踊ると段さセメノコシモ[illegible]ハ
[illegible]ハ踊ふ[illegible]ハ[illegible]ハ
[illegible]ハ長く節[illegible]ハ
[illegible]ハ踊の[illegible]ふ
別[illegible]ハ[illegible]ハ
外[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]

[illegible]

踊の時の娼夫人名前

フトロ　ハルマ　イハウ　ヘリヤヘ　モヨイ

セナイ　ノシハ　ヨフラリ　シラシ　シ井コロ

ロクト　ハセ　クレマヽ　ウラシロ　シヤム

トラフケ　ツレハイ　モケロ　アケン　トウラン

ハンテウ　以上二拾一人

ヲム　ヨマス　ヨフタケ　セウコフラリ　ラリ　女以上合十人

女とは女の女とハ指別ゆゑ貴きみくだりも女郎の

反巴しふわ以男は抓ふえ人の移健よりもしかく長

明なる郎男きえ人の役なる事を郎

一娼夫人義弦のるをきるみや唱ひ弁をもとき唱

ひは沈あり義弦をきゝ代玉弦冥人郎とあり

ハイヤ云ゑ人沈り娼夫の大將ふれ娼やちゆみ娼夫

秘之沈の巻四弦叢くあるこ口女の淫宿聖の抓るかゝり

他人の船蝦夷中にても知恩の船に出合ひ申候
蝦夷船に対し所望致すと申候ハヽ是を踏と
唐紙中協の石垣の石ハ。しかり。やはり奥の鐵
鉢ニ立てるとなり右奥の鐵の長八九尺餘太く鉄の
如く何百年唐山より渡る事と物語り伝ふ
なるべし

一蝦夷人ハ大小常帯する細き縄帯の物なり
あるべき事なりメノコハ乳根形なる事稀ふ

乳と形ちは甚の形みたる事なり秋吏も申候
根ふかく毛あり胡鮮ハ乳根形なるの乳の如く
吸筒の根の如く毛深切なる根ハ乳味を吸也
此根なり

一蝦夷人我家数と何程と云事なり

一函館市中世話人ハ人のくらもとに妻子を養ひ
渡り商業ハ海産に能入
く乾物を売るなり何程と口答するとなり

如此小酒の細工は張り方元祖の事と稱せらるる
ものなれども細工は一切男子の業にして婦人
は一人も無之と云ふ

一蝦夷人物語りをよくふし代語り蝦夷人共は色々語り
伝る或年小船を通し山もとより異小船とももること
あり又色々とも敷ふ船とあり

一蝦夷地へ化粧道具は松前氏の専売和の外
法度なる渡海一切禁ぜり

一蝦夷人男女ハアモライるヤわふく蝦夷人の細工
たとへ多くの甲をはタカラカウカラヤ中ふりて仕立
ものなり是こそ名産を実際今日の蝦夷ハ日本の
極北の男子所持しなる五代目の伊達る時代ふ蝦夷
地に高麗こ日本の男子遣ひ子孫彼こ子の
求をひりてこれ代七代目志ある代より樺太到る
こ名鑑元蝦夷人不指の男子ハ百七八拾あるこ
蝦夷人の長者伝るり

一蝦夷人の細工ふしくびハ一ツ掛力の掛軸巻の軸木
又ハ多くハ彩入掛とハ云ハ一分の彫物掛書画
惟今ハ去年日本渡ル蝦夷細工
の物掛ハ彼地ハ掛ル物ハ清国の印紙ハ行ハ
價の代ハ多分交易ハ
一七代目ハ唐代ッウヤの門。サンナイ。ヤ云ハ
唐太の門。ウツシヤム。ヤ云ハ
一ハ銭ハ銅ハ色ハ中ハ又ハ

ハウツシヤムハ銭年ハ春ハ
ハ銭ハ色ハ云ハ中ハ梅ハサンナイ
海ハ指宝ハウツシヤムより
松前ハウツウマ迄ハ
一蝦夷人ハ弓矢ハ掛力ハ
箭ハ掛ハ肩ハ
事ハ別額ハ
一ものの事唐太の西海ハ

松前ニ而も膃合此味ニて珍しく候物なれハ人々目利宜く
たりとそ申り忠の字ニ云得ハ盧院より玩先年
常憲院様御代膃合ニ御吟味有しに忠の字ニ成ハ
なしと申家能りしなり

蝦夷地ニて産物

一 鷹 黄鷹 山鶏 小鳥類

一 鷲尾 ウスヒヤウ ウス尾 真尾 小鷹尾

一 諸鳥類 一 獵虎 其外色々之獣之毛皮 紅革

一 膃肭臍 同たけり 一 昆布 赤昆布 黒昆布 細昆布 長昆布

一 エンブリコ 一 唐太 織物 同錦

一 鯡 并数の子 披鯡 丁鯡 一 アツシ

一 鮭 干鮭 鮭鮨 筋子 塩引 背割鮭

一猛虎皮　一アザラシ皮　一ヨツフ皮
一アモラ皮　一ユツヒノ皮　一熊皮
一鹿皮　一牛皮　一鯨　一鯨　石焼鯨
一トヽ皮　是ハ延年也

蝦夷人詞遣ひ

一天カキメ　一地トイヌシリカタ　一日トラフヨカマ　一月ユレツフ
一星ホウ　一春ハイカル　一夏シヤツテ　一秋ツヽテ
一冬マタ　一正月トウヒンコ　一二月ハフラフ　一三月キウタ
一四月モキウキ　一五月シキウタ　一六月アナウテウ　一七月ニイホウケ
一八月ヤボイ　一九月ウンホキタ　一十月シヤるカンホウフ　一十一月名カヘ
一十二月ワスレフ　一山キニタ　一酒アウム　一沢ナハ
一海モウカ　一磯シラリ　一風レウ　一雪ウハシ
一雨シヤム　一東メチシ　一北ハナヨ　一南ヒカタ
一白チメル　一黒クロ子　一赤フウレ　一青シウ
一木チクニ　一草ムン　一花ユライケ　一木の雫イヘ
一晝トウカウ　一夜アシカル　一時シリクン子　一高山ユキイ

一鄙 イナカ　一廣 セツフ　一狩 フツる　一猟 カウる

一早キ ツイフシ　一姫幸 シツホクンス　一幸 キアルカ　一若キ シニウ

一生モイシ　一耳 トウヘキ　一紙 シルカ　一軍 ツヽ

一弓 クフ　一弓弦 クフル　一矢 アイ　一鎧 ハラヨロフ

一長 タンチ　一短 クキチ　一手 ハセ　一兎 ウヒシ

一牧 イヘフ　一息 オラム フツ　一手 チフミ　一帯 クツチ

一腰カ エリシ　一紐カ エイハケ　一玉 ユタン　一神 カモイ

一恐神 ニツチカモイ　一佛 シヤウカモイ　一手さ沢 ヘラウシトミカモイ

○ヒコ沢ハ軍の所大將服夷の甲のこと　夷道具こと内ヨリ一手夷　仏の岩ホ夷の部ホ
岩ヒもハたり中山よりかゝり中ほかも
いとゝ〳〵弥佛の拵ホ弓弦中ほ

一服夷 松前の地所 タンモリウ カムイドノ　一家老 シンロウ　一侍 ニシハ 役所ニモ用ユ

一平人 ヤウシヤモ　一下 コシライ　一坊主 ユセウ　一男 ヲツカイ

一女 メノコシ　一母 ハホ　一妻 マナ　一夫 ホウ

一子供 ボハ　一祖母 ツフチ　一伯父 チヤ　一伯母 コナルヘ

一兄 ヱビ　一弟 チヨフ　一姉 シヤ　一妹 ツレシ

一陽 セツル　一火 アベ　一湯 ユユ　一椀 イタキ

一豆ツキ 一濁酒ヘケレサケ 一米アマモ 一飯シヤケアマモ
一白ヒルフケ一汁ヲハ 一道ルウ 一汗ホツヘヌ
一温気シリホラケ 一石シユコ 一川ヘツ 一祝ほイノ ミチツフ
一両酒アフメアシ 一海鼠アツイカモイ 一去年シヤツキ子 一人ノメンバ
一来年ヨヤバ 一一歩イルクル 一従弟イリハキ 一家チセ
一打歩イタ 一箸ハシタイ 一茶イユサイ 一数ものシヤウ
一板イタ 一醤明シロカ子ミ 一湯ユク 一茶クスリ
一具ヒ ヨシヘ 一山神岩ものシヤナヘムシ 一本仲岩ものヤヽヽ

一毎チツフ 一帆カヤ 一帆柱カヤミ 一ヒ眞羽シイラツフ
一糟尾サンチカ フフロ 一鯨の皮ハンシ 一鯨脂ミンゲ 一丈セメ
一雷鳥シヤハ、 一鮭シイベ 一鹿ユツク 一干鮭チナ、
一鮭シイベ 一鰯ヘヤケ 一昆布コンボ 一鯨フンベ
一腦脂ウホル 一鯛ホヘ 一鱸カウスミ 一鰭ヤウイ 鯛
一鮟ユルシカナツフ 一丹頂雷鳥ヨリヨ 一鷹クイトツフ 一鴨ユベツチヤ
一鰈シヤマビベ 一木の芽エライ 一草の花キナエライ 一ひろもやえ
一やんこ[illegible]かるる いとふる
一やんこ[illegible] 毎ヒ久しい

一ちやたろうをくれる　一あとゝる　大將ゝの右と云
最一之長者ゝ云
一にしつゝ　中位の
老人事　一うゝとろん　ひゝとる事
別て他の部あゝ云

蝦夷地濫觴ゝる事

一蝦夷地の異物と乳ゝ位古代海を老人夫婦今位所
食のゝし分銀数位ゝ不変神仏の若ゝ三の
私の械を授ケ給ひて四是を大海と探ゝ合ひあとる
へゝ迷ふゝ入ゝてゝ財ゝ彼の械をゝうゝ

拾き探ゝ入ゝ不ゝ出ゝ位ゝ海底ゝう蝦夷
奥浦ゝ有ゝ事ゝ有ゝ食ゝ物ゝ
ゝ中ゝ代夫婦の位ゝ者の子ゝ
ゝ夷ゝ寿宮宗姫ゝ位ゝ
ゝ位ゝ
ゝ中古武田次郎位ゝ
蝦夷地ゝ海ゝ
ゝ位ゝ

[illegible]村里の[illegible]別[illegible]相[illegible]国も伝[illegible]部の
[illegible]小[illegible]風[illegible]別る[illegible]小禽獣[illegible]
[illegible]親[illegible]と相[illegible]耕作の業[illegible]雑穀
の食用小良[illegible]文[illegible]獣海[illegible]食用
[illegible]海[illegible]

シヤムシヤイン一揆[illegible]事

松前通[illegible]一揆[illegible]
[illegible]松前[illegible]
[illegible]蝦夷地小
[illegible]

シヤムシヤイン。一名シヤウセン。[illegible]

一文政[illegible]年[illegible]代孫[illegible]民[illegible]太閤小
[illegible]松前と改[illegible]蝦夷人仕[illegible]の条[illegible]受
[illegible]安藤と[illegible]文政[illegible]代孫と松前志摩[illegible]能[illegible]招
[illegible]年能[illegible]名[illegible]財[illegible]
東[illegible]の[illegible]シヤム[illegible]十[illegible]シヤムシヤインと云者有り又一名
シヤウセン[illegible]代[illegible]長[illegible]高[illegible]背[illegible]
蝦夷人[illegible]大[illegible]小[illegible]シヤウセンが[illegible]

仮に大臣と企んでレビチャウ川に家を受け取れ
仕居たり知らぬ所に来たるに四人の者
来て堀大勝軍集せしに中に如何に北の方
の者共なるや支度に合戦レヤウセンカ軍に渡渉に一味仕り
松家と云し諸国を通船の商売の者共なる心
の仕方なんと企ての事なれば鬼ビシ。云服夷人なる
別法者又一名。鬼ヘ。云は者イラ中にて知せしく是に長ケ
ラ量ふ勢へて修業と得て歩へ居て踊

勢に倣ふ花のなくなり切に中に言義経に渡ふ
渡に仕居て渡に中に言ふ義経に渡ふ
鬼に中に言ふ去る松家に渡し忠節を渡し
セウセンの前行を見て手振に渡若に者共に芸能の方
渡に手渡に中の渡動に言ふ我渡に近く。
ケラのくに仕て宝安に渡る社に渡に也いに言ふ忠に中に見
仕事して我一分の力に仕カ仕ぬに渡に対に言ふ松家
言ふに言ふに渡に対に事と策に為に

楽ッ多鑑の百人をつゝて何程の事のあらん間〻を用ゐ
とひ〻ものゝふけ物なり。シヤウセン。俗人間〻を信ハ為邪なる
鬼べゝが企て奇怪なりとて是又他の人数と俗〻作〻
いとゝ戦ふる為〻ふるつとゝ山へとゝ乎ふ物負嶽決シテ月日を
送りりと物ふシビチヤウ川の山をるる重城るる日本人武百
人斗もつて比類の者ふ文武第〻中〻百間位の古城
と雖とも内ふ住居と搗〻しうけ屋敷シヤウセンの城わたし
シビチヤウ川地陣九斗〻川幅九百間斗〻少ふ

無沙汰の通何動静〻詰罪斗付松前の用事ゝ〻今
城の文武第方〻元戦用事調ひ暫く逗留の内九郎
いこゝもしもう鬼べゝ為ら軍量仕度〻は彼の今城内
九之里程〻安害地搗〻ありシヤウセン和怪〻〻日本人
口腰変物と彼シヤウセンふ入ちん〻法〻一人宗彼文武第う
居宅〻入り為物と物ゝシヤウセン城内の物入〻是入遠し
是社天の立場〻と仕ひ勇〻〻シビチヤウ川地搗陣ふ段〻人
斗聖〻今城内安地逗留〻〻シヤウセン大言と揚〻

六郎ハいふに鬼ハ代りに来つて罪を見へしハ今ハ其人と
不残皆殺にせん其責ハ此母が命に於いて焼き責すせん
と呼りける此時門にハ今張る文治郎通詞熱心ハ指
出す人ありしハ存じ鬼ハ文治郎にむかひて六郎ハ逆運命
極りたり白髪姫我こそハ来りし敵大将を捕へせんとす
不思議に思ひし也続き来て続し也彼の軍兵貴子
ちと宮を切破り中庭へ東へ走る
して文治郎の捕縄を以て縛り揃へ八大将を縛り付く布子と

此の頃を包ミ母衣の袖に背に負ひ走りて出へせしとこシヤウ
センカ人ハ敵大将揚ケ六郎出て別レ此方へ来りしと紀を手振かり
紀の母に及ぶ処縛りておいて子ハ焼き責にせんと締りつ鬼ハ
聞て逃と続投捨て櫓の来る所持て走る
百手来る僕を不図小脇に隠し一命助け給ひし中
文治郎に敵ハ南鬼ハ掛矢の大槌を以て敵の頭を打
砕つる所に寄手の者共梅ヶ枝此方より寄
手も集り続て外の者を採閑てしけり

鬼ゞ元来狂業早業の大力なれども敵中を突破し
[illegible]所に牛を殺人なりしが敵勢強く迫掛て後ろより投
突ふ突き[illegible]池の穂先のふもとまでふとけ[illegible]も大船をおる
[illegible]員[illegible]なれども[illegible]手目程も行う倒れ
[illegible]なりたる初めの働きなれども敵迫寄て[illegible]を矢ぶすま
[illegible]射掛て死[illegible]ゆる見る大船を[illegible]
るふ文は命ハ鬼ゞ[illegible]と長掛て[illegible]
[illegible]シヤウセンが人数大勢押出し[illegible]別鬼ゞ[illegible]

[illegible]人[illegible]人[illegible]なる[illegible]迫天井の上樹の[illegible]
[illegible]身[illegible]人[illegible]も[illegible]
又立ゆり[illegible]社[illegible]迫[illegible]と反隙[illegible]
[illegible]シヤウセンの[illegible]別[illegible]
思の[illegible]シヤウセンカ立花渠の[illegible]人数[illegible]
[illegible]退敗[illegible]迫人[illegible]

シヤムシヤイン商船の日本人を殺害之事

寛文九酉年八月松前藩及高人例ゟ安宅補助船
出ル日本渡海ゟ之船出船此品岩ゟ
ウセンゟの船夫人共大勢乗合日本人計弐拾
弐人程迄乗組代銀ゟ行船ゟ
中ゟ乗組ゟ之ウ日渡ゟ船夫人共大勢乗ゟ
船中の商賣物ゟ沢山大金有之此節ゟ
入ゟ寝間と撰き切り之船の人数残ゟ
ゟ中小僧小比丘人迯ゟ陸地ゟ行ゟて宮殿と云ゟ
翌寛文十戌年ゟ月中松前ゟ元禄ゟ
松前の味方の船夫人共ゟ
松前八郎兵衛ゟ対ゟ向書
一寛文十戌年ゟ月松前ゟ
味方ゟ船夫共シヤムヤンガ
体殺ゟ船ゟ一艘進ゟ
始メ代銀ゟ
松前八郎兵衛ゟ同月ゟ
松前八郎兵衛ゟ

作蔵人数五百人後百足船来て海へ入る
あたり数と鐵砲を打シヤウセンの者共乙の藤人こすり
ナヤマ丑に成大将と〳〵クンスイ近辺寄合り後作蔵クンスイに
陣中を〳〵と捜人物へと練作蔵書置を記れ物クンスイ
山に死走り人を捕て小相原九百七拾人の物る文へ名り付る
松前へ送へしは作蔵松前へ三百拾人松前へ三百
拾人新井田へ三百拾人大将松前八郎千三百人
総合千弐千三百拾人迫〳〵ふ沈こもしり物浦作蔵人数

た総合三百拾人と聞とクンスイの陣屋ばかり残ふ
シヤウセンスはたた彼陣小屋焼き書ふせんと工夫ける
手陽を焼あるれふ什後クンスイ川沿陣て戦ふ什川
幅七るの小川ふ四方の後紀弐百挺筒口沿立ふ屋
迫るるふ〳〵おしけを嘶夫人を影変打倒さる是ふ
肝腎潰〳〵皆ふ人〳〵彼ふ様ふ陣を捨まうと捨毒
矢成射倒された四方ハ甲冑の嘶ひ鉄砲ハ雷たた
せ人重傷ふ石迫沈ふ〳〵ふ通〳〵ふ物

並まて鎗ひはまてを鉄炮を打立られ候ニ付山中に
逃込ける打倒されて其外死骸引返し能隠し蝦夷人
方にある死人五拾余人也日本方にも死人九人手負七人
在之 組 死人七人内 弐人ハ金堀

日本方軍兵勝利候而帰陣

ミツカラ山ニ逃入候事

蝦夷人大ニ負候て山中へ逃入候後陣屋ニ兵粮入置

川候所ニて面々敵を追落る此時先陣の指揮従輩へ武者
松前蔵人へ三番新井田瀬兵衛同番組衆横目へ村井寿太郎
松前八左衛門も勢数合五千三百余の勢附を配りて追ける横目へハ
其時七拾四文にして蔵ひけるに岩々人合戦シヌイヨリ八九里程奥
ニモウベツと申シツカラ山と云山深く敵逃込ミ此所々に城々
俳り候へ出丸様より相当の男女と従ひき其之勢一同ニ入候
此よと其先陣と候えども其地を討取らんとて吾今山の縁を
押しとり責入り此山よりシワベツと云川より此川へ蝦夷人とも

[illegible]入り〳〵川端に小迎へ来りて山のちりぬるを迎ひ行つる脈夫
人を繰り拾ひ人大なる鉢の多郷に生捕りて拾ひ鉢に入れ〳〵
中りるハ我一つの斗器を代生捕り命ぜ拾ひ鉢に入れ
八鉢に能書きたる拾鉢に彼生捕の縄を妻く解く曰ひ
命悔〳〵ハ歌代事門徒に[illegible]ハ不及[illegible]
迷ひ三心地後生捕を[illegible]拾を業日後を業数山の
進行ヒウベツと門ヲ山マヽ云ひ行ひ多り[illegible]川を毎後
[illegible]川四引[illegible]り脈夫の[illegible]拾[illegible]

斗ふ〳〵拾ひ拾鉢に[illegible]て通知鉢に[illegible]拾ひ後地と
為拾小[illegible]ひ[illegible]り[illegible]ハ已小狐
狸の類ひて[illegible]拾[illegible]歌[illegible]
後云後の者[illegible]り後〳〵[illegible]拾ハ鉢に反る大将大郷
是と下[illegible]後ハ[illegible]の[illegible]髮の[illegible]奴[illegible]ハ大に入り
[illegible]小人[illegible]人と[illegible]子[illegible]根[illegible]
拾ひ[illegible]拾[illegible]
後[illegible]ハ命ハ[illegible]生捕り奴[illegible]と

首級別と云ふ命を觸れ置きけり然るに敵對せんとする者は
随ふ屬する者ども敵川夫は日本人にて是を見定め討ちけると
大將統きて猶もおそれ憤りけり蝦夷共日本人始めの動きに
小勢なりけれとも大軍なりと聞て忍入り及一己を失はせ小
旗を揚げ指揮かなし投捨蝦夷の蝦夷共指揮人無謀指揮被小
兵集りまかりて降參して松前人は指揮人にまかせ候と悉
白旗翻し降參すへくは大將松前八左衛門ヲ向に遣し候
とも蝦夷十人の命を觸て遣しける代

右八左衛門は中途まで出張りて松前八左衛門蝦夷を
敵是大將八左衛門は中々に家來は氣をかけて生捕とそ
國縫（クンヌイ）に陣取りて相評議一決して松前人は無縁
無生捕の蝦夷共大きに騒動して是よりクンヌイへ出張して
出陣して後に海の途中に向ひて是に従ひ彼方の蝦夷人
千人斗并家來を引連揚て松前八左衛門と
物してこれを懲りと引取敵の事を松前家臣
彼所を松前に生捕の者共を連てクンヌイへ海の道を帰るに

殺しハ巳等も一人として残首を討取り帰る年々大舘に帰

りしかハ蝦夷大将に是れ先年より数度之合戦して思ひ

手柄ニ二通し所々を目当に及ひけりこヌイの陣に籠る若者

より後又蝦夷人ハ壹ツ合戦の時に始れくハ六七日も籠居に

居て京に無沙汰して旧好人此度合の御合戦の事のあるを見に

国々大小に降参せしめ海外大将松前城築つハヲシヤマへの川

を向ふ渡りて攻来る降参の蝦夷大将を遣して戦ひ破の

得る軍勢を籠置て攻寄り蝦夷大将心悪く進討して

指之人討取りて此内指之人ハ此度に首級を持せて先

今度之人の首と此度の大将分の者ニ十リチヤてエンの首計を

指揮よりクンヌイより陣を取りクンヌイに於て軍評議極り

指揮之者三百余指人手分して先軍より二日路程先へ出張致

討伐之儀を以て蝦夷大将を謀りて討取り又降参の蝦夷大将を

東門に於して打隠し押入りしに公儀の御威光に服して

風に靡くの靡く如く皆降参多しかと取納る

陣の人数も指揮之者其勢に続て退き行しかハ指揮之者も

沒を乞ふるの〜サルを訓ふ引るけ家 雑夫の大將らの
右大殺伯居する所ろ
格式 多分〜シビチヤウうり 吉宝 稲家のヒヨクヤ云
百ふ山 如人の 重場の伯居する所ろ小屋ひ彩ろけ所
陳と居 分ち度 伯〜シヒヲヤウの 雑夫ふ〜まりて 陳小
屋と掛ちる 力ふ池 忍ふ池セまり 格式 ろ 百ふ
伯又の陳小屋 早生也まり 心家の名 伯地 夫の
腰病氣の分きたる 雑夫 ちれば〜ふ 事 格式 ひ

怨陳小屋補 沒ふ まりり

伯茂 格式 知 諫附 シヤウセン 宅 朝 之事

伯茂 格式 雑夫人を 小補 沒の 陳小屋ふ入〜 シヤウセン 言〜
伯と云〜 云を 伯 伯茂 格式 吉 之 責 入りり 先生の
掛 ひ〜の 格子 沒 遍 ひ〜 怪ふ まりり 夫 之 聚 可
行 但又 命 ち〜〜 ひ 吉 ちれ 吉 ちの ふ 命 斗 ち
吉 ちの 得 ち 伯 ち 竹 ち 〜 ちの 雑中 ちり シヤウセンガ
居 ち 伯の 雑夫 ち 沒 伯 ち〜 ハ シヤウセン も

ちゝの企とは和蘭語にて大木の名なれは今此錦の名目
とせり國王より遣し居候楊柳の皮を結ひ集め候女の
帆布へ近年彼楮紙を施し永致取扱来
来して法旨近年及ひて織し使せし帆布を施シヤウ
センカ日とも近中来られは楮紙を施し候ゆへシヤウセンと
来るは人やむ出てし御趣ありて良紙をつくりシヤウセン人
数百餘人被召出弓矢を携へ甲冑を着しエリミを纏ひ
漢土の式場を来りて使せし中蔵は楮は此別は居候也

然に寛政の頃難有仕合にて別シヤウセン是は此節候
中也てアリシヤウセン元年八拾年斗に及へ所弱大キクして
尋常の人は武三人一所に集り候の類あり楮紙
付根子と申て通調勤め候同紙を結シヤウセンと申
中其紙隣家の者は紙と脱き弓矢を沈せし社へ来
若紙と甲冑を着用して来りて事を共にする事あり文意
外なりき人と残貴付造年之上て居城に入り首を得へし
とや其紙を大キに驚入り皆く紙を脱キ弓矢を捨

橙皇へ隣国より来りて時橙皇へ服従致候者なり多方ニ知りて之
出て帰来致分の者共云人へ縛へ渡入り諸事の上ハとも方々
の命御助け候得て候し気を致候得る處の一命過
然る處とも料理致候嫁シヤウセン小向ひ中様海嫁ニ
候若者人の者を嫁にす子孫ハ子度中代度諸書
の者共人とも申付候て嫁に子孫に子度ニ者
しるべ子孫も濱ひと申し命ハ申候て之
並し[illegible]中にもシヤウセン此命とも永く物る事なりハとて

子孫濱ひと諸申より寿濱ニ子積者ども[illegible]
是より之川辺。何事もなし。是よりもろん申ん。むかし川もぽの彼の
申ニ白寛とすれ[illegible]の物子也の内院ニ八百文を結ひて[illegible]
らハ速彼ニ若者の一命御海嫁まで[illegible]極る論[illegible]
[illegible]子大粒八橙皇へ[illegible]人数[illegible]申候海
橙皇へシヤウセンニ小向ひ中様ハ濱ひ者子八百也[illegible]
う人ハ[illegible]秋[illegible]網[illegible]の[illegible]
金[illegible]の[illegible]へ入り[illegible]入の[illegible]酒二樽小濁酒一樽[illegible]

きたる大ばくふ拾六人いのこと武人（いのこことは仮
ゆえ責人）右ハ者共ハ今
城の小屋ふ行りて外の城者共ハ皆居城（在）仕ふ大酒
盛り酒ハ長〳〵酔潰小屋ふ引ずり込ハ。カテンジ。マカリスケ。ちゑ者ハ三人皆シャウセン。ふ酔かゝれて
一味徒党〳〵ちゑ者ふ命かけ暫し宇宙ゆと申し
手軽徒党ものハ是迄シャウセンふ渡ら二度ハ参
急ぎ迎拾人陣屋ふ強てと居ハ引ずり込ハ
寛文九巳酉年十月廿三日の夜月の明る夜ハ武将松平

八右衛門様軍勢引まとめ居ハ別今城中屋敷二ヶ所ふ
百人きたり城内拾人ふ居ハ引ずり込ハ。カテンジ。
マカリスケ。三人心ふ思ひ付ハ小屋〳〵ふ人数九百人拾人
ゆふ五千人斗の徒党くゆ（総人数）長徒党人ふ
ゆれて徒党ものハ和議〳〵徒お意ゆ有り
徒党人ハ振舞ふ成ハ
武将ゆれて武軍勢の馬の雲の音ふ驚ハ
通るゆかゝ〳〵と引〳〵ハ。ハ家ゆ通るマカリスケハ

生捕れ。カニシ少。は通 刑部殿 組仰付 首を刎 ケ
麻衣笠 小松左衛門 指領の組 左仰付 そこ毛 多人 生捕 うと
麻衣笠 給り。マカリスケ。四之口 首仰刎られ 物。シヤウセン。
先方三人有。シヤウセン。う井と。チンテカイ。ちゑ 吉仰付
シラケシ。ちゃろせ 仰シラケシは 吉小 牧牙 孔氣の 振 物
ちゑ 吉と 多 悟り 迎 矢 り 向 大 郷 と 乗 合 松左 合
姫 御 殿 と 百 先 き 鎧 仰 の 変 仰 揚 る 手 の 長 の チンテカイ。
記 り と り て 組 ひ と り し う た 仰 ち も 通 具 の れ と 記 て り
仰方

仰又 ひ し 云 り 松左 生 ケ 先 し も 部 事 仰 ち も り し 手 の 振
合 仰 し ち と 大 き 小 悟 り し 又 北 ふ ど し と 義 し 毛 と 来
く 付 た り シ ヤ ウ セ ン も 記 て て え し れ ち も 先 も 道 具 拾
さ れ も 論 方 大 と と ち ろ け 毛 ち 長 寄 牙 者 記 ち 人 入 て
投 ケ の け 又 ハ 入 て 投 ケ 除 り 働 さ し か ち も 大 郷 て 毛 し の け
切 ケ ら 生 ち ち 果 仰 ち 前 仰 刎 ま て り 鎧 ち も て ち し ふ 切 り
麻 ち し ハ 左 の 人 と は 碧 り て 肉 の 石 の 井 松 ま す 切 り し と り り
切 仰 こ 天 鎧 七 人 付 前 り 小 郷 小 先 と 郷 ケ 焼 ち 構 し 数

シャウセンガ居城ノ柳寄ヲトシホロボシの城夫大ヲ多ク城ヲ
落ロ逃ヲ多ク殘ル者ハ殺数ヲ人数ヲ捕ひ〻ヲ陣
ヒロ殺ル者ハ殺数ヲ千餘人追掛ケ多ク火ヲ付ケ追掛
ひ〻ヲ毎又シャウセンの妹聟の羽列仙北郡の合郷大將ヲ
ヲ攻ヲ此時ヲ捕ヲ失ヒ〻ヲ又サルヒ〻ヲ間
ヲ下ヒヲ者捨ヲ人ヲ捕ヲ松前ヲ渡ヲ御屋ヲ入ヲ
城ヲ時西ヲ仁の方ヲ逃ヲ蝦夷ヲ軍勢凡千百餘
人ヲ率ヲ向ヒヲ来ヲ威勢ヲ見ル一義ヲ及ヲ陣ヲ攻ヲ
ヒヲ矢ヲ程ヲ陣ヲ攻ヲ八度ヲ松前ヲ逃ヲ蝦夷
地ヲ引ヲ都ヲ入ヲ仁ヲ向ヒヲ攻ヲ多ク人ヲ殺ヲ子ヲ男ヲ人
ヲ取ヲ

一今度の合戦ヲ四度ヲ討死者百拾三人蝦夷人凡弐
百人討死ヲ出ヲ手負多数ヲ

一鬼ヒシ。八郎左衛門八十九人家ヲ居ヲ人数
凡ヲ千斗ヲ之ヲ老ヲ

一此度津軽郡ヲ侍大將ヲ人数七百餘人ヲ原人松前ヲ

[illegible]

一南部[illegible]

一[illegible]の道中[illegible]の山屋掛[illegible]

一紀[illegible]図[illegible]依行家名用[illegible]

通[illegible]紀[illegible]

天明六丙午年春正月

本多三郎右衛門利明

松前氏系図

始祖
伝廣　本苗武田　始号次郎　若狭ノ住人

蛎崎若狭守　始松前而上國山之内勝山ニ住居仕

光廣　始号蛎崎宮内少輔其後号若狭守

義廣　号蛎崎民部少輔

季廣　号蛎崎民部少輔

[illegible]

賢廣　号松前甚五郎慶長八癸卯年二月出仕
權現院様御朱印頂戴之蝦夷國圓被下之

公廣　始甚五郎後志摩守慶長十八癸巳年十月出仕
台徳院様御朱印頂戴之

氏廣　始辨之助後号志摩守出仕
大猷院様御朱印頂戴之

高廣　志摩守出仕
嚴有院様御朱印頂戴之

矩廣　始兵庫後号志摩守出仕
常憲院様御朱印頂戴之

北極之出地三拾九度餘ヨリ凡五拾度ニ距ル國ニシテ
甚廣大十リ先ツ松前續蝦夷一箇嶋此蝦嶋ハ北極
出地凡三拾九度位ヨリ四拾五六度成因テ緯度直行
蝦百八九拾里（三拾六町積）経度八六百里ヨリ八百里ニ距ルベシ
又氣候ハ南部北浦邊ヨリハ少シ寒キ也五穀豊饒之
良地十ノ八此出地ニ因リテ十リ又クナシリ。ヒトロフ。ウルフ。
ヨリカムサスカ。迄大嶋計凡拾五嶋有リ此嶋土人充滿近
来ヲホツカ。ヨリ今ヤ下シ土人ヲ懐ル支成嶋ノ名モ不殘

改名セシトイヘリ雖然今テハ日本ノ地成ルト土人皆思フトイヘリ
此説慥ナル證據有リ北極出地凡四拾度ヨリ五拾度ニ
及ヒ我本邦江都ノ方位ニテハ寅卯ノ間ニカムサスカ當ルヘシ
クナシリ。ヨリカムサスカ迄ハ其遠サ計カタシ候得共天度ヲ
以測ルニ凡六七百里程モアラン寒國ニハ候得共ホルトガルフラ
ンス。セルマニア。ポノヘ氣候成阿蘭陀ヨリハ暖國ナリ耕地開
發後漸ク米穀モ出来可申ル。ヨホツカ。ヨリ東濱邊通
カムサスカ迄粟麦有リ土人ノ食用足ニ達ストナリ又漢字等
國字有リ。カムサスカノ通辞ヒヨドロハ日本言モ知リイロハニテ
日本ノ支ヲ書モ有ルトイヘリ天明三癸卯五月中松前之西
海ニ大船壹艘係リタル支アリ船長五拾間計リ横
幅四拾間計成リ舟ノ仕立紅毛舟ニ似寄タリ凡二十日
計リ係リ風使ヲ窺順風ヲ得テ北ニ向テ出帆セシトヘ
ヘリ此事段々評議モ有支也。ロウヤ。唐太ノ間ヲ乗リ
ヲホツカ。之大漆ニ帰帆セシモノナランカ

426677